

オレンジスプレッド

制定 昭和 17. 3. 29

改正 平成 30. 6. 26

(JAM)

この改正票は、DSP N 5125C(オレンジスプレッド)についてのものであり、DSP N 5125Cと併用される。

4.1 包装 表4-包装 外装(段ボール箱)規定欄 中

“1. JIS Z 1506の複両面段ボール箱1種、ただし、破裂強さは、3, 434kPa以上のもの又はこれと同等以上のものとする。”を“1. JIS Z 1506の複両面段ボール箱1種とする。”に改める。

4.2 包装の表示 を次のように改める。

4.2 包装の表示

4.2.1 個装の表示

個装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、食品衛生法、計量法及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づき、図1のa)に示す表示を表面に、図1のb)に示す表示を裏面に黒でにじみ及び退色しにくいものを用いて包装用フィルムに鮮明に印刷するものとする。


<p>オレンジスプレッド</p> <p>a)</p> <p>転売禁止</p>	<p>原材料名</p> <p>水あめ、砂糖、濃縮混合果汁(オレンジ80%、うんしゅうみかん20%)、クエン酸、コーンスターチ、ゼラチン、香料、食用黄色5号</p> <p>賞味期限 例 2022. 3 内容量 41g</p> <p>防衛省</p> <p>製造者</p> <p>b)</p>
--	---

a) 表面

b) 裏面

注記 食品衛生法及び関連規則に基づき名称、原材料名等(添加物に含まれる特定原材料等を含む。)を記入する。

注^{a)} 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定するプラスチック製包装容器識別マーク及び役割名を記入する。

例 
容器
包装フィルム

b) 契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

図1-個装の表示

2.
N 5125C(1)

4.2.2 内装の表示

内装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図2に示す表示を表面に黒でにじみ及び退色しにくいものを用いてポリエチレン袋に鮮明に印刷するものとする。

転売禁止 ^{a)}	
防衛省	8930-003-2321-5 オレンジスブレッド
内容量	41g × 24食分
賞味期限	例 2022. 3
製造者	^{b)}



^{c)}

注記 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注^{a)} 転売禁止は、外枠中上部に表示する。

^{b)} 製造者の住所及び名称又はその略号を記入する。

^{c)} 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定するプラスチック製包装容器識別マーク及び役割名を記入する。

図2－内装の表示

4.2.3 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次に示す項目を2面及び4面に行うものとする。また、5面及び6面には、品名(製品の呼び方)及び転売禁止が確認できる表示をする。

- a) 調達要求元の標識 防衛省
- b) 用途 非常用糧食¹⁾
- c) 物品番号 8930-003-2321-5
- d) 品名(製品の呼び方) オレンジスブレッド
- e) 内容量 41g × 192食分
- f) 質量²⁾
- g) 寸法³⁾
- h) 調達年度(納期の年月)
例 2018年度調達品(2019. 3納)
- i) 契約の相手方の名称又はその略号
- j) 賞味期限
例 賞味期限 2022. 3
- k) ロット番号
- l) 転売禁止表示

例

転売禁止

注¹⁾ 楷書で朱書する。

²⁾ 見掛質量として、平均質量(kg)を記入する。

³⁾ 縦×横×高さの外のり寸法を(cm)記入する。

原案作成部課等名を、次のとおり改める。

原案作成部課等名:防衛装備庁 装備政策部装備制度管理官付類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

N 5 1 2 5 C

オレンジスプレッド

制定 平成 17. 3. 29

改正 平成 27. 8. 28

(JAM)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、オレンジスプレッドについて規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
オレンジスプレッド	8930-003-2321-5

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 1 4 0 8 けい酸ナトリウム(けい酸ソーダ)

J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱

J I S Z 1 5 0 7 段ボールの形式

J I S Z 1 7 0 2 包装用ポリエチレンフィルム

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)

飲食料品及び油脂についての検査方法(昭和51年農林省告示第1074号)

b) 法令等

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

計量法(平成4年法律第51号)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は、食品衛生法及び関連規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は、表 2 による。

表 2 - 材料

項目	規定又は基準	
濃縮混合果汁(オレンジ80 %, うんしゅうみかん20 %)	特有の色と風味を有し, 異味異臭がなく, 果実飲料の日本農林規格に規定される濃縮混合果汁とする。ただし, 着色剤, 調味料, 乳化剤, その他の異物を含まないものとする。	
砂糖	上白糖(水分1.5 %以下, 糖度96 %以上)	
水あめ	食品衛生上有害な物質を含まず, 異味異臭のないもの	
酸味料	クエン酸とし, 食品衛生法の食品添加物公定書に規定されたもの	
添加物 ^{a)}	コーンスターチ	白色又は淡黄色で色沢良好な粉末状のもので, 水分14 %以下のもの
	ゼラチン	牛由来の原材料は, 特定危険部位を使用しないものとする。
	香料	かんきつ精油
	食用色素	食品衛生法の規定による食用黄色5号
注 ^{a)} 製品を安定させるもの, 特に温度による粘度への影響を小さくするものとし, 食品衛生上無害で, 製品の風味を劣化させないもの		

2.3 加工

2.3.1 ひょう(秤)量

ひょう(秤)量は, 2.3.2を基準にして1仕込み分をひょう(秤)量する。

2.3.2 配合

配合は, 表 3を標準とする。

表 3 - 配合

単位 %

材料	配合
水あめ	59.0
砂糖	30.0
濃縮混合果汁(オレンジ80 %, うんしゅうみかん20 %)	10.0
酸味料	0.56
添加物	0.44

2.3.3 溶解・濃縮加工

2.3.2の水あめ及び砂糖に水を加え, 加熱, 攪拌, 溶解し濃縮する。

2.3.4 混合・ろ過

2.3.3により濃縮したものに2.3.2の濃縮混合果汁(オレンジ80 %, うんしゅうみかん20 %), 酸味料及び添加物を加え, 十分攪拌融合したのち, ろ過して仕上げる。

2.3.5 充てん

2.7に規定するポリエチレンチューブに充てん後, 冷却する。

2.4 密封

2.3.5により冷却したポリエチレンチューブをキャップで完全に密栓する。

2.5 内容量

41 g以上とする。

2.6 品質

2.6.1 可溶性固形分

可溶性固形分は、82 %以上とする。

2.6.2 品位

品位は、次による。

- a) 色沢及び香味が良好で、異味異臭がないものとする。
- b) 異物の混入がないものとする。
- c) ポリエチレンチューブ内に、著しい気泡を認めないものとする。

2.7 容器

容器は、付図1を標準とし、材質は、低密度ポリエチレン製とする。

3 品質保証

3.1 試料の抜取り

試料の抜取りは、飲食料品及び油脂についての検査方法の第1方式検査方法による。ただし、包装及び包装の表示については、抜取箱数を試料とする。

3.2 ロットの大きさ

ロットの大きさは、最大200,000食とする。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、表4によるものとし、端数がある場合には、これに準じて行うものとする。

表4－包装

区分		規定	要領
個装	包装用フィルム	J I S Z 1702の1種, 厚さ0.05mm以上とする。	オレンジスプレッド41 g以上を容器に充てんし、キャップで完全に密封した後、包装用フィルムに納め、口部を熱密着する。
内装	ポリエチレン袋		ポリエチレンチューブ24本をポリエチレン袋に納めた後、口部を熱密封する。

表4－包装(続き)

区分		規定	要領
外装	段ボール箱	1. J I S Z 1 5 0 6の複両面ダンボール1種,ただし,破裂強さは,3,434 kpa以上のもの又はこれと同等以上のものとする。 2. 段ボールの形式は,J I S Z 1 5 0 7の0201とする。 3. 寸法は,2.7に規定するポリエチレンチューブを1列4袋の2列にできるものとする。 4. 仕切りは,外装用紙箱と同一材料で,形式は,J I S Z 1 5 0 7の0933の4×2とし,寸法は,段ボール箱の内寸を標準とする。 5. 箱の接合は,平線又は接着剤によるものとする。	1. 内装された8袋を段ボール箱に納める。 2. 外フラップと内フラップは,接着剤で接着する。 3. テープで上・下の面ともI型に封かんする。
	接着剤	J I S K 1 4 0 8又はこれと同等以上のものとする。	
	テープ	幅50 mm以上のものとする。	

4.2 包装の表示

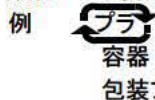
4.2.1 個装の表示

個装の表示は,食品衛生法,計量法及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づき,図1のa)に示す表示を表面に,図1のb)に示す表示を裏面に黒でにじみ及び退色しにくいものを用いて包装用フィルムに鮮明に印刷するものとする。

オレンジブレッド <small>a)</small>	原材料名 水あめ、砂糖、濃縮混合果汁(オレンジ80%、 うんしゅうみかん20%)、クエン酸、コーンスターチ、 ゼラチン、香料、食用黄色5号 賞味期限 例 2019.3 内容量 41g 防衛省 製造者 <small>b)</small>
a) 表面	b) 裏面

注記 食品衛生法及び関連規則に基づき名称,原材料名等(添加物に含まれる特定原材料等を含む。)を記入する。

注^{a)} 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定するプラスチック製包装容器識別マーク及び役割名を記入する。



注^{b)} 契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

図1－表示

4.2.2 内装の表示

内装の表示は,N D S Z 0 0 0 1の表示・標識によるほか,次に示す項目を黒でにじみ及び退色しにくいものを用いてポリエチレン袋に鮮明に印刷するものとする。

- a) 防衛省
- b) 8930-003-2321-5
- c) オレンジスプレッド
- d) 41 g×24食
- e) 賞味期限 例 賞味期限 2019. 3
- f) 契約の相手方の名称又はその略号
- g) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定するプラスチック製包装容器識別マーク



4.2.3 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、次に示す項目を2面及び4面に行うものとする。また、5面及び6面には、品名(製品の呼び方)が確認できる表示をする。

- a) 防衛省
- b) 非常糧食¹⁾
- c) 8930-003-2321-5
- d) オレンジスプレッド
- e) 41 g×192食
- f) 質量²⁾
- g) 寸法³⁾
- h) 調達年度(納期の年月) 例 2015年度調達品(2016. 3納)
- i) 契約の相手方の名称又はその略号
- j) 賞味期限 例 賞味期限 2019. 3
- k) ロット番号 例 ○○○

注¹⁾ かい書で朱書する。

²⁾ 見掛質量として、平均質量(kg)を記入する。

³⁾ 縦×横×高さの外のり寸法(cm)を記入する。

5 その他の指示

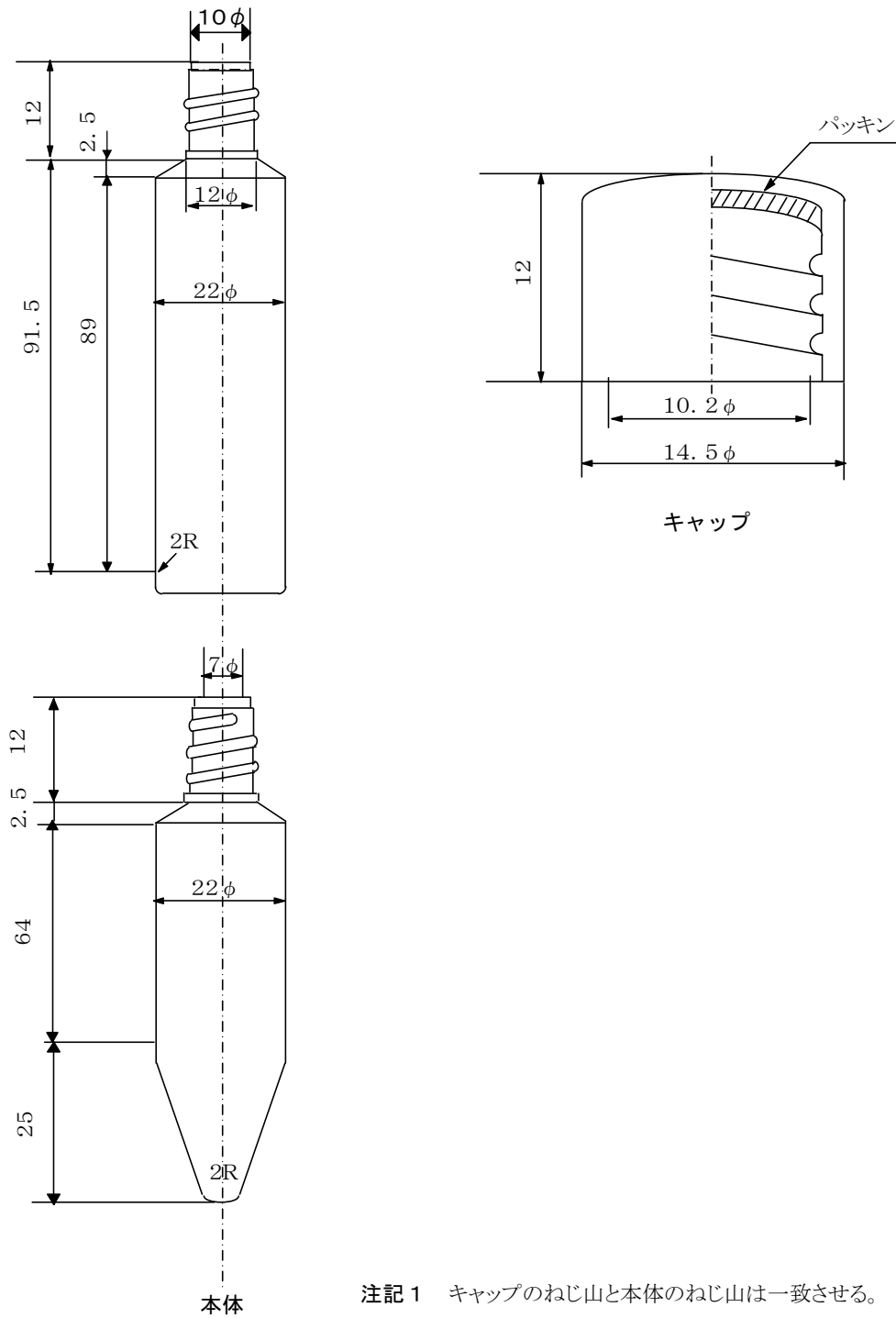
5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として製造仕様書を添付した製品6個と内装袋を契約担当官に提出し、内容物の品位、個装及び内装の表示について承認を得なければならない。

5.2 保証期限

この製品の屋内貯蔵による変質などの保証期限は、3箇年(次年度4月1日から起算する。)とする。

単位 mm



注記1 キャップのねじ山と本体のねじ山は一致させる。

注記2 寸法は、標準とする。

図番	付図 1	名称	ポリエチレンチューブ	尺度	—
防 衛 省					